## ○厚生労働省告示第三百九十号

八 定に基づき、 十五 独 <u>\f\</u> 号) 行 政 0) 法 医薬 人 医 部 沿品等 を 薬 次 밆 副 0) 医 ように 作 療 用 機 被害 器 改 総 合機 救 正 済 Ļ 制 構 法 平 度  $\mathcal{O}$ 成二十八年九月二十八 平 対 -成十四. 象とな 5 年 -法律: な 1 :第百. 医 薬 品 九十二号) 日 カ 平 5 適 成十六年厚生労働 用 第四 でする。 条第六項第一 省 告 号 の 示 第百 規

平成二十八年十一月七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

下 改正 次 対  $\mathcal{O}$ 一後欄 象規定」 表により、 に · 掲 げ とい 改正 る対象 . う。 前 規定で・ 欄 及び は、 改 改 改 正前 Ē 正 前 後 欄 欄 欄 に対応 にこれ に 掲 げ に 対 る対 して掲げるその 応す 象規定 Ś を改正 ŧ  $\mathcal{O}$ を 標 掲げ 後欄 記 部 分に二 て に 7 掲げる対 な *(* ) 重 一傍線 b  $\mathcal{O}$ 象規定とし を付 は、 これ L た て 規 を加える。 移 定 動 。 以

| ズアミド(別名ポナチニブ)、その塩類及びそ | ル]―三―(トリフルオロメチル)フェニル}ベン | {四―[(四―メチルピペラジン―一―イル)メチ | ジン―三―イル)エチニル]―四―メチル―N― | 十三  三―[二―(イミダゾ[一・二―b]ピリダ | 【一~二十二 略】  | 改正後 |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|--------------------------|------------|-----|
|                       |                         |                         |                        | 【号を加える。】                 | 【一~二十二 恒斗】 | 改正前 |

れらの製剤

一十四~三十三 略

三十四四 エロツズマブ及びその製剤

三十五~百三十六 【略】

百三十七 ペムブロリズマブ及びその製剤

備考 表中の

は注記である。

百三十八~百七十二

略

|十三〜三十二 【一号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

三十三~百三十四 【二号ずつ繰り下げる。

百三十五~百六十九 【号を加える。】

【三号ずつ繰り下げる。

の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線